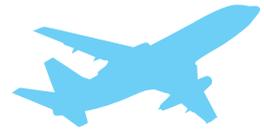




Japan.
Tax-free
Shop

世界を呼び込め!
外国人旅行者を
ショッピングでおもてなし

観光庁
Japan Tourism Agency



日本の免税店制度が 変わります



改正の
ポイント

平成26年10月1日より、免税対象品目を全品目に拡大

新たに対象となる品目を免税で販売するには、国が定める方法による包装など一定の要件を満たす必要があります。包装方法等については、平成26年3月中に決定する予定ですので、改めてお知らせします。

現行の対象物品

- 家電
- バッグ
- 衣料品等



全ての物品
に拡大

改正後の対象物品



- 食料品
- 化粧品等の消耗品
- 飲料品
- 医薬品



質問 コーナー

免税店制度が変わるとどうなるの??



地酒やお菓子など、地域の特産品も免税対象となるから、地方での免税店の拡大による地域経済の活性化が期待できるんだ!

免税店制度って何??

～現在の免税店制度について～

- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。
- ただし、購入額の合計額が1万円超のものに限られます。また、事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。
- 免税店を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。また、税制改正に関する記述は、「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき記載。



